

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則一三―四（給与の決定に関する審査の申立て）の一部改正に關し次の人事院規則を制定する。

令和三年三月三十一日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則一三―四―二

人事院規則一三―四（給与の決定に関する審査の申立て）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一三―四（給与の決定に関する審査の申立て）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改正後	改正前
<p>(審査申立書の記載事項)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(審査申立書の記載事項)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 審査申立書には、審査申立人（代理人によつ</p>

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

て審査の申立てをするときは、代理人）が押印
しなければならぬ。